平成２５年（フ）第１０１号
香川県高松市松島町８番地１　県住７－８
債務者　川本　輝子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０２号
茨城県土浦市右籾1299番地
債務者　飯田　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
茨城県つくば市沼田116番地
債務者　吉澤　健一
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
茨城県つくば市沼田116番地
債務者　吉澤　芳乃
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
茨城県つくば市手子生1019番地
債務者　増山　和則
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
名古屋市熱田区中出町１丁目12番地　プレスイン日比野６Ａ号
債務者　道清　健二
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
名古屋市天白区焼山１丁目905番地　リバーサイド植田102号
債務者　指宿　七三
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５２号
名古屋市守山区大字吉根字日の後603番地
エコビレッジ志段味Ｂ棟206号、従前の住所
名古屋市千種区南明町２丁目１番地　シーアイマンション千種Ｓ－306号
債務者　櫻庭　靖公
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
釧路市春採４丁目26番17号　蛯子日支雄方
債務者　佐々木敬子（旧姓蛯子）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
釧路市鳥取北４丁目１番14号
債務者　佐藤　繁子（旧姓大房）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４５号
釧路市鶴野東４丁目12番８号
債務者　金澤由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４０５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―516
債務者　潮田　吉政
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２５号
横浜市港南区日野１丁目６番28号　202
債務者　後藤美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１１号
横浜市中区野毛町１丁目38番地　プチグランデ横浜803号室
債務者　大田　悟
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
岡山市北区富町１丁目５番１号　富ビューコート201
債務者　三野　四郎
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
岡山市北区奥田１丁目１番６―1003号第３国際コーポ
債務者　池田　啓子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部